

福祉資金 福祉費⑦ 介護等費

〈介護サービス、障害福祉サービス等を受けるために必要な経費及び その期間中の生計維持に必要な経費〉

1. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
■介護期間が1年以内 1,700,000円 ■介護期間が1年を超え1年6ヶ月以内 2,300,000円	8年以内	原則2ヶ月以内 (状況に応じて6か月送金月の翌月から起算)	原則1名	無利子 (連帯保証人がいない場合は年1.5%)

2. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍を記載した住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	パートやアルバイトなど非課税所得がある場合、月の所得がわかるもの	直近3カ月の給料明細等の写しや通帳の写し(※2)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	連帯保証人の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	介護サービスの利用者負担額等に係る申し込みの場合	
	介護保険利用者に交付される介護保険対象分の利用者負担額が記載された書類	サービス利用票別表等
	償還払いとなる介護サービス費の立替えに係る申し込みの場合	
	償還払いとなる額が記載された書類及び当該費用にかかる見積書等に記載された額が確認できる書類	居宅介護福祉用具購入費、高額介護サービス費等の支給申請書等
	障害福祉サービス等受給のための利用者負担額等に係る申し込みの場合	
	指定事業者が利用者に対して交付する請求書等	
	償還払いとなる障害福祉サービス等受給のための経費の立替えに係る申し込みの場合	
	償還払いとなる額が記載された書類	高額障害者福祉サービス費、補装具等の支給申請書等
	生活費の借入を希望する場合	
	世帯の収支が分かる書類	(任意の様式)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。